

改良土製造工場の登録に関する認定基準

令和8年3月

堺市上下水道局

目次

1	目的	1
2	認定期間	1
3	認定条件	1
4	認定手続	1
	(1) 新規申請	1
	(2) 更新申請	2
	(3) 変更申請	3
5	書類審査及び検査（現地確認）	3
	(1) 新規（更新）申請	3
	(2) 変更申請	4
6	認定	4
7	認定の中止	4
8	立ち入り検査	4
9	認定の取り消し	4
10	認定書写しの発行	4
11	受入れ不可の場合	4
12	一般事項	4

別紙1

- ・改良土の品質基準

別紙2

- ・土壌汚染の数値基準

様式集

- ・様式第1号 認定願（新規）
- ・様式第2号 改良土の品質特性、採用実績、需要等に関する実態調査票
- ・様式第3号 誓約書
- ・様式第4号 認定願（更新）
- ・様式第5号 認定願（変更）
- ・様式第6号 改良土製造工場認定書
- ・様式第7号 認定辞退届

改良土製造工場の登録に関する認定基準

1 目的

本基準は、堺市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する工事の埋め戻し等に使用する生石灰等で改良した改良土の製造工場の登録に関する認定基準、その他必要な事項を定める。

2 認定期間

認定期間は、認定日から認定日が属する年度の3月31日までとする。

なお、本基準により認定したプラントは、認定期間中上下水道局ホームページに掲載するものとする。

3 認定条件

- (1) 改良土の品質が別紙1「改良土の品質基準」及び別紙2「土壌汚染の数値基準」（以下「別紙の基準」という。）の規格を満足することができる改良土を製造できること。
- (2) 改良土の販売、建設発生土の受入れ及び再資源化は土質改良プラントを有する同一施設で行っていること。
- (3) 改良土の搬出及び建設発生土の受入れ時に計量できるトラックスケール等の設備を設置し、伝票等で搬出入量を証明できること。
- (4) 改良土等の納品伝票には工事名、受注者（元請業者）名、プラントと直接取引を行う業者名（下請業者、再委託先等が直接の取引先である場合）を必ず記載すること。
- (5) 計量証明事業者であること。
- (6) 上下水道局が品質管理等の結果報告書及び出荷状況等の報告を請求した場合、これに協力できること。
- (7) 改良土製造工場又はその役員等が堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成29年制定）に基づく入札参加除外を受けた者又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) その他次項以下に示す内容を満足できること。

4 認定手続

(1) 新規申請

ア 申請時期

受け付けは上下水道局開庁日に行うこととする。また次年度の4月1日からの認定を希望する者は、1月31日までに4認定手続（1）新規申請イ申請書類に

掲げる書類を提出しなければならない。(提出期日が開庁日でない場合は、翌開庁日とする。)

イ 申請書類

新規の認定を受けようとする者は、認定願（新規）（様式第1号）を上下水道局に提出しなければならない。また、各種土質試験、環境基準試験、設備・機材等の検査に要する費用は、すべて申請者の負担とする。

申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (ア) 「別紙の基準」の規格を満足することが証明できる申請時からさかのぼって1年以内の試験証明書（第三者機関によるものとする）
- (イ) 改良土の品質特性、採用実績、需要等に関する実態調査票（様式第2号）
- (ロ) 製造設備機器及び製造機器配置図
- (ハ) 製造工程図
- (ニ) 工場写真
- (ホ) 改良土製造工場の製造設備機器及び製造工程写真
- (ヘ) 届出施設届出書等の写し
- (ヘ) 会社経歴書及び会社案内
- (ケ) 見積書（認定を希望する年度の見積）
- (コ) 誓約書（様式第3号）
- (ク) その他技術資料

ウ 提出先

上下水道局 技術力強化グループ

住所：堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2（本庁舎4階）

新規認定申請時、申請者は、申請書類を持参し、対面で説明を行うこと。

(2) 更新申請

前回認定手続時から製造設備、製造工程等に変更がある場合は、1月31日までに4認定手続（2）更新申請ア申請書類に掲げる書類を上下水道局に提出しなければならない。前回認定手続時から製造設備、製造工程等に変更がない場合は、同年の2月末日までに次項に示す書類を提出しなければならない。(提出期日が開庁日でない場合は、翌開庁日とする。)

ア 申請書類

更新の認定を受けようとする者は、認定願（更新）（様式第4号）を上下水道局に提出しなければならない。また、各種土質試験、環境基準試験、設備・機材等の検査に要する費用は、すべて申請者の負担とする。

申請書に添付する書類は次のとおりとするが、前回認定時から製造設備、製造工程等に変更がない場合は以下の(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)は不要とする。

- (ア) 「別紙の基準」の規格を満足することが証明できる申請時からさかのぼって1年以内の試験証明書（第三者機関によるものとする）
- (イ) 改良土の品質特性、採用実績、需要等に関する実態調査票（様式第2号）
- (ロ) 製造設備機器及び製造機器配置図
- (ハ) 製造工程図
- (ニ) 工場写真
- (ヒ) 改良土製造工場の製造設備機器及び製造工程写真
- (ヘ) 見積書（認定を希望する年度の見積）
- (ホ) 誓約書（様式第3号）
- (ケ) その他技術資料

イ 提出先

堺市上下水道局 技術力強化グループ

更新認定時、申請者は、以下のアドレスへ電子申請を可能とする。

E-mail:gijutsu-k@city.sakai.lg.jp

(3) 変更申請

ア 申請時期

申請書類の内容に変更が生じた時

イ 申請書類

変更の認定を受けようとする者は、認定願（変更）（様式第5号）を上下水道局に提出しなければならない。なお、申請書に添付する4認定手続（1）新規申請イに掲げる書類のうち変更するものすべてとする。

ウ 提出先

堺市上下水道局 技術力強化グループ

5 書類審査及び検査（現地確認）

検査は上下水道局の検査員が現地確認をもって行い、プラントの稼働状況等の確認を行う。なお、検査の日程は申請者と協議の上、決定するものとする。

(1) 新規（更新）申請

上下水道局は、申請書の内容が品質基準等を満足している場合は検査を行う。

(2) 変更申請

上下水道局は、申請書の内容が品質基準等を満足している場合は、検査を行う。

ただし、上下水道局は、変更内容が軽微であり書類により変更内容の確認ができると認めるときは、検査の一部又は全部を省略することができる。

6 認定

上下水道局は検査の結果、申請者の工場が改良土製造工場の登録に関する認定条件及び検査基準を満たしている場合、改良土製造工場認定書（様式第6号）により検査の結果を申請者に通知しなければならない。

7 認定の中止

申請者は、認定の有効期限までの日において、改良土の製造を中止する時、又は改良土製造工場の認定の辞退を希望する時は14日以内に改良土製造工場の認定辞退願（様式第7号）を提出しなければならない。

8 立ち入り検査

認定期間内であっても、上下水道局が必要であると認めるときは製造工場の立ち入り検査を行うことができる。

9 認定の取り消し

本基準に基づき認定された工場で製造する改良土について、立ち入り検査で不合格となった場合は、認定の取り消しを行う。また、申請内容に虚偽があった場合、又は納品された改良土に重大な瑕疵や不正行為が認められた場合、立ち入り検査をすることなく認定の取り消しを行う。

10 認定書写しの発行

申請者は、水道工事、下水道工事等の工事請負業者が認定工場で製造した改良土を使用するときは、上下水道局に提出する「認定書」の写しを工事請負業者に発行するものとする。

11 受入れ不可の場合

建設発生土を受け入れる際、提出の見積書に記載の価格（砂質・礫質）での受入れが不可となった場合、その旨を記載した証明を搬入業者へ提出すること。

12 一般事項

本基準は令和8年3月1日から施行する。